

千葉県脱炭素化促進緊急対策事業補助金 Q&A

令和4年7月25日時点

・予算額等について

質問	回答
予算額はいくらか。	千葉県脱炭素化促進緊急対策事業補助金全体で20億円です。
補助事業ごとに予算上限を設定しているか。	事業単位の予算上限は設定していません。
予算がなくなり、申請受付期間内に受付を終了する可能性はあるのか。	申請状況等を踏まえ、予算上限に達する見込みになりましたら、県HP等でお知らせいたします。

・補助対象者について

質問	回答
中小企業者の規模について、資本金の額と従業員の数の双方の基準を満たす必要があるか。	資本金の額（出資の総額）又は常時使用する従業員のいずれか一方の基準を満たしていることが必要です。
公益法人はどのような団体が対象か。	法人税法別表第2に定める公益法人等で従業員数が300人以下の団体が対象です。（社会福祉法人や学校法人、商工会議所等が列挙されています。）
個人事業主はどのような方が対象か。	個人事業主として開業届の提出や個人事業税の納付を行っている方を想定しています。
開業届を提出していない農業従事者などは対象外か。	事業所得について確定申告を行っていることが確認できれば対象です。 申請の際に確定申告書B及び青色申告書決算書（白色申告者については収支内訳書）を提出いただきます。
創業者はどのような者が対象か。	産業競争力強化法第29条第1号又は第3号で定める方が対象です。 具体的には、 ・1か月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有する方 ・2か月以内に新たに会社を設立し、新たに設立された会社が事業を開始する具体的な計画を有する方が対象です。 この場合、申請時には当該具体的な計画が分かる創業計画書を提出いただく必要があります。 また、実績報告時に登記事項証明書（履歴事項全部証明書）のほか、事業を開始したことが分かる書類を提出いただきます。
中小企業等の要件になっている資本金の額や従業員数は、各事業所で見ればよいのか。	企業全体の資本金の額や従業員数を御確認ください。

募集要領の表1に記載されていない業種の場合、資本金等の基準はどのように判断すればよいのか。	はじめに交付要綱の第2条第2項各号を御確認いただき、当該規定にも該当しない業種については、募集要領の表1①の「など」に含まれるものとして資本金等の要件該当性を確認してください。	
本店が県外で、支店が県内にある。当該支店において補助対象事業を実施したいが、対象か。	補助対象事業を実施する事業所が県内にあれば、本店の所在地にかかわらず対象です。	
申請時に、CO2CO2スマート宣言事業所に登録していることが必要か。	交付決定までに登録いただければ結構です。 申請時にはCO2CO2スマート宣言事業所の登録申請書など申請中であることが分かるような書類を添付してください。 ※登録が完了するまで、交付決定できませんのでご承知おきください。	7/20追加
自動車について、ディーラーからリース会社が購入し、エンドユーザーにリースする場合、補助対象者は誰か。	・所有権があるリース会社が中小企業であれば補助対象者です。 (エンドユーザーの情報は問いません。) ・補助金のエンドユーザーへの還元は要件ではありませんが、適切な還元等対応をお願いします。	7/20追加

・補助対象事業について

質問	回答	
高効率空調設備とはどのような機器が対象か	エアコン及びガスヒートポンプ式冷暖房機について、グリーン購入法に定める基準を満たす製品であれば対象です（冷房能力について下限はありません。）。 カタログ等にグリーン購入法適合商品であることが掲載されているかと思いますが、不明点がありましたら対象機器に該当するかは、設置を希望するエアコン等のメーカーや電機店等にお問合せください。	
割賦契約やリース契約は対象か。	購入等により所有権が移転することを約して取得する場合を対象としています。 そのため、 使用者（エンドユーザー） が割賦契約で購入する場合は対象ですが、リース等の賃貸借契約等による場合は対象外です。	7/25追記
売電する目的で太陽光発電設備を設置しようと考えているが、対象か。	再生可能エネルギーで発電した電力を使用することにより温室効果ガスの削減を図ることが本事業の目的の1つです。 そのため、自家消費目的の設置が対象となり、全量売電目的の設置は対象外です。	
法人の代表者が個人名義で設備等を購入する場合も対象か。	法人の資産として固定資産台帳等に登録するなど、事業の用に供していることが分かる場合であれば問題ありません。固定資産台帳等の書類を追加提出いただくことがあります。	
ボイラーは対象か。	未利用エネルギーを利用した廃熱ボイラーや再生可能エネルギーを利用したバイオマスボイラーは対象です。 重油やガスなどの燃料を使用するボイラーについては対象外です。	
既に電気自動車を保有していて追加でV2Hの設置を考えているが、単独でも対象となるか。	電気自動車とV2Hを同時に導入する必要はありません。単独でも対象になります。	

<p>申請は同一事業所につき1回限りとのことだが、設備の設置と電気自動車の導入で申請のタイミングが異なる（設備：着手前、EV：納車後）。EVの納車まで設備の申請を待たなければならないのか。</p>	<p>設備の設置申請をしていただき、電気自動車の申請が可能な状況になりましたら変更承認申請により電気自動車の追加を申請してください。（設備の申請の際にEVを導入する予定である旨を付記してください。）</p>
<p>電気自動車の購入について、残価設定型の契約による場合も対象になるか。</p>	<p>所有権移転を約して取得する場合を対象としており、残価設定型の契約による場合も割賦契約と同様に対象です。</p>

電気自動車等は納車しないと申請できないのか。	対象車両の初度登録及び車両代金全額の支払い又は全額支払いの手続きが完了していれば申請可能です。	
倉庫内で使用するフォークリフトを電動化するため申請をしたいが、車両は公道を走らないのでナンバーを付けない。補助対象となるか。	電気自動車等の補助率は、経済産業省が実施する令和4年度クリーンエネルギー自動車導入促進補助金において設定する補助金額の1/2としています。 そのため、同補助金の対象である必要があるところ、フォークリフト等の小型特殊自動車は対象とされておらず、本補助金においても対象外です。	
遮熱工事について、遮熱塗料等の要件はあるか。	パンフレット等で遮熱効果（日射反射率）が高いことが分かるものであれば対象です。	7/20追加
LEDについて、ランプの交換だけでも補助対象になるか。	LED照明器具を補助対象としており、ランプの交換のみの場合は対象外です。	7/20追加
全熱交換器などの高機能換気設備は対象か。	換気設備は対象外です。	7/20追加
屋根面、壁面又は窓の断熱工事及び遮熱工事について、「ひさし」や「シェード」などは対象になるか。	屋根面や壁面について、遮熱塗料による塗装や断熱材の設置する工事を補助対象としており、「ひさし」や「シェード」などの設置は対象外です。 また、DIYで設置可能な簡易な内窓や断熱材の設置は対象外です。	7/25追加

・補助上限額について

質問	回答
県内に複数の事業所があるが、全ての事業所で対象設備の導入を考えている。上限額は総額で1,000万円と考えればよいのか。	上限額は1事業所あたり1,000万円です。事業所が3軒ある場合、1,000万円×3軒ということになります。

・補助額等について

質問	回答
出精値引きや調整値引きなど、内訳が明確でない値引きがある場合、どのように申請額を計算すればよいのか。	内訳が明確でない値引きについては、すべて対象経費から差し引いてください。
電気自動車の補助率は国の補助金額の1/2以内とのことだが、国の補助を受けていなくても県の補助を受けることは可能か。	国の補助を受けずに、県の補助のみを受ける場合も対象になりますが、県の補助額は国の補助を受けている場合と変わりませんので、国の補助制度も併用することを推奨します。

・申請書類について

質問	回答
今年度に事業を開始したばかりで、法人の納税証明や決算書の提出が難しい場合、申請することは出来ないのか。	事業を開始したばかりなどの理由により納税証明書等の発行が受けられない場合は、税金の滞納がないことを示す書類として個人の完納証明書及び事業の収支状況が分かる書類として収支計画書や収支報告書などを提出ください。

納税証明書は何を提出すればよいか。	<p>県税に滞納がないことを確認させていただきたいので、以下の納税証明書を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の場合：法人県民税及び法人事業税に未納がないことの証明書（完納証明書でも可） ・個人事業主の場合：個人県民税及び個人事業税に未納がないことの証明書（完納証明書でも可） <p>※県税事務所へ提出する「交付請求書」の「証明事項」の欄の「県税に未納がないこと」の項目内の「特定の税目」の括弧内にそれぞれ法人県民税、法人事業税又は個人事業税と記入いただき申請してください。</p> <p>※個人県民税は市町村の取り扱いです。納税証明書についても市町村窓口で発行を受けてください。</p>	
納税証明書はどこで取得すればよいか。	<p>法人県民税、法人事業税及び個人事業税については、事業所の所在地を所管する県税事務所に発行を申請してください。</p> <p>個人県民税は、住所地の市町村窓口で発行を申請してください。</p>	
割賦契約等による場合、実績報告時に決算証拠書類としてどのような書類を提出すればよいか。	<p>領収書等に代わり、全額支払いの手続きが完了していることを証する書類（当該支払い方式を合意したことが明記されており、申請者が契約者となっている契約書等）を添付してください。</p> <p>なお、別途提出いただくこととなっている契約書の中に上述の記載が明記されている場合は、契約書のみの提出で結構です。</p>	
見積書について、代表者印等の押印は必要か。	第1号様式（申請書）に記載のとおり代表者印等が押印されているものを提出ください。	7/20追加
交付申請書等の差出人欄（法人名称や所在地等）は本社の所在地等を記載すればよいか。補助金申請を行う事業所の所在地等を記載すればよいか。	<p>法人の代表者様に申請等を行っていただく必要があります。</p> <p>そのため、申請を受ける事業所とは別に本社等がある場合におかれましては、本社等の所在地や名称、代表者を記入ください。</p>	7/25追加

・申請回数等について

質問	回答	
複数の設備を異なるタイミングで導入する場合、その都度、申請を行えばよいか。	<p>交付要綱第6条第2項により交付申請は同一事業所につき1回限りとしています。</p> <p>異なるタイミングで導入する場合においても、まとめて申請ください。</p>	7/20追加
太陽光発電設備の設置について交付決定を受けた後に、追加で空調も入れ替えることにしたが、変更申請により増額してもらうことは可能か。	<p>申請いただくタイミングが異なる電気自動車については「例外」として、ホームページ上にフロー図で、EV導入後に変更承認申請書を提出することによる追加手続きを御案内しております。（申請の際に提出いただく事業計画書にEV導入予定の旨を付記してください。）</p> <p>申請いただくタイミングが等しい設備導入については、はじめにまとめて申請いただく必要がありますので、他にやむを得ない事情がない限り、増額に対応することは難しいです。</p> <p>慎重に御検討いただき申請ください。</p>	7/20追加

・CO2CO2スマート宣言事業所について

質問	回答
申請してから登録まで何日くらい必要か。	申請状況等にもよりますが、概ね2週間～1か月程度見ていただければと思います。

申請するにはどうすればよいか。

メール又は郵送により受け付けておりますが、修正いただく場合がありますので、メールでの提出がお勧めです。

必要な申請書類はなにか。	登録事業者単位で登録申請書と、登録を希望する事業所ごとに取組計画書を提出してください。 【事業所が3軒ある場合は、登録申請書（Word）を1つと取組計画書（Excel）を3つ】
宣言した取組項目について、写真など証明できるものを送付する必要があるか。	写真や納品書などの証明書類を提示していただく必要はありませんが、なるべく実情にそって記入してください。
取組項目の選択が難しい。	50の取組項目のうち、13個以上の取組を宣言する必要がありますので、事業所における省エネへの取組を推進の上、申請してください。
プレミアムコースに登録するとどのようなメリットがあるのか。	特に優れた取組について、県が取材して刊行物等で紹介したり、チーバくんによる激励訪問を受けることができます。

・事業スケジュールについて

質問	回答
ウクライナ情勢等の影響により、実績報告書提出期限までに設置が完了しないおそれがある。提出期限を過ぎた場合、交付金を受けることは出来なくなるのか。	期限までに事業が完了することができないと見込まれるときは速やかに「遅延報告書」を提出してください。やむを得ない理由による遅延の場合は延長の対象となることがあります。